

## 青森県屋外広告物条例施行規則等の一部改正（案）について

### 1 青森県屋外広告物条例施行規則等の改正（案）の目的

屋外広告物とは、屋外に設置されている看板、立看板、はり紙等を指します。内容が営利的なものも、非営利的なものも、どちらも屋外広告物に該当します。

屋外広告物は、社会生活に必要な情報を提供し、公衆の利便性に寄与するものです。しかし、設置されるままに任せ放置すれば、落下・倒壊等、安全上の問題が出てきます。また、屋外広告物が無秩序な状態で氾濫し、良好な景観の形成や風致の維持を阻害することにもなります。

そこで、県では、屋外広告物法に基づき、昭和50年に「青森県屋外広告物条例（以下、「県条例」といいます。）」を制定し、昭和51年には「青森県屋外広告物条例施行規則（以下、「県施行規則」といいます。）」を制定し、及び禁止区域や許可区域等を指定（告示）し、屋外広告物に関する規制を行っています。

平成27年2月に札幌市で屋外広告物落下事故が発生し、また、県内でも屋外広告物が落下する事案が発生するなど、屋外広告物の安全性の確保がより一層求められていることから、県では、屋外広告物等の安全性の向上を目的とし、有資格者による点検の実施の義務付けを内容とした県条例の改正（平成29年10月1日施行）を行いました。

今回、この県条例の改正に伴い、県施行規則において点検項目、点検資格者などを規定する改正を行います。

また、近年の屋外広告物は、屋上や壁面等に設置される大型のもの、立体的なもの、建築物そのものが屋外広告物等となり得る意匠のもの、デジタルサイネージ類など、その種類や表示方法、素材等が多様化してきており、その結果、現行の許可の基準等を満たしていたとしても、良好な景観の形成や風致の維持、公衆に対する危害の防止に支障を生じている事例が見受けられるため、県施行規則及び許可区域等の指定（告示）について、必要な改正を行います。

### 2 改正案の概要

- (1) 屋外広告物の点検に関する事項の規定（県施行規則）
- (2) 許可の期間の更新の申請の際の添付書類について（県施行規則）
- (3) 許可地域の一部で適用除外基準の見直し（県施行規則）
- (4) 許可基準の見直し及び追加（県施行規則）
- (5) 交差点での許可基準の上乗せ規制の追加（県施行規則）
- (6) 屋上広告物の許可基準の見直し（県施行規則）
- (7) 許可道路又は鉄道からの展望地域の見直し（告示）
- (8) 既存屋外広告物の経過措置（県施行規則）

### 3 改正案の具体的な内容

#### (1) 屋外広告物の点検（改正後の県条例第17条の2参照）に関する事項の規定

##### ① 点検の実施時期

- 許可(※)を必要とする屋外広告物：許可の期間の更新の申請前2月以内
  - 許可を必要としない屋外広告物：設置後3年（木製は1年）以内ごとに速やかに
- (※) 県条例第6条又は第8条第5項若しくは第6項の規定による許可

##### ② 点検の実施内容

「屋外広告物等安全点検報告書」（別添参照）により、屋外広告物の種類に応じて行うこととします。

##### ③ 点検者の資格要件

以下の資格を有する者が点検を行う必要があります。

- 屋外広告士（県条例規定事項）
- 都道府県・政令市・中核市が屋外広告物の表示及び掲出物件の設置に関し必要な知識を修得させることを目的として行う講習会の課程を修了した者
- 広告美術仕上げに関する職業訓練指導員免許取得者、技能検定合格者又は職業訓練修了者
- 1級建築士、2級建築士又は木造建築士

##### ④ 点検対象外とする屋外広告物

はり紙、はり札等、立看板、幕、広告旗及びアドバルーンについては、点検者による点検を不要とすることとします。

#### (2) 許可の期間の更新の申請の際の添付書類について

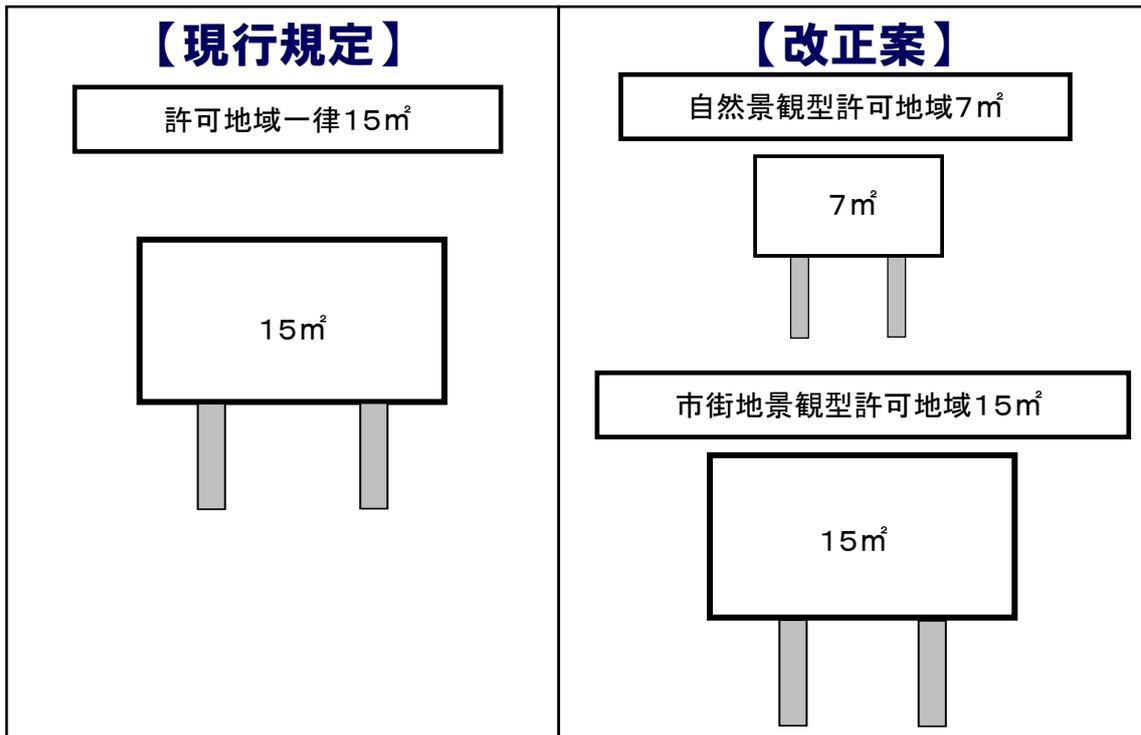
点検が必要な屋外広告物については、許可の期間の更新の際、以下の書類を添付しなければならないこととします。

- 必須：「屋外広告物等安全点検報告書」（別添参照）
- 補修をする箇所があった場合：①点検をした箇所のカラー写真  
②補修を要する箇所の補修後のカラー写真
- 補修をする箇所がなかった場合：点検をした箇所のカラー写真

### (3) 許可地域の一部で適用除外基準の見直し

許可地域では、自家用広告物は、1事業所当たりの表示面積が15㎡以下であれば適用除外となり許可を受けずに設置できますが、一部の許可地域(※)で良好な景観形成の支障となっている場合があることから、1事業所当たりの表示面積は、7㎡以下であることとします。

(※以下、この一部の許可地域を「自然景観型許可地域」と、それ以外の許可地域を「市街地景観型許可地域」とそれぞれ呼びます。)



### (4) 許可基準の見直し及び追加

#### ①面積基準の見直し

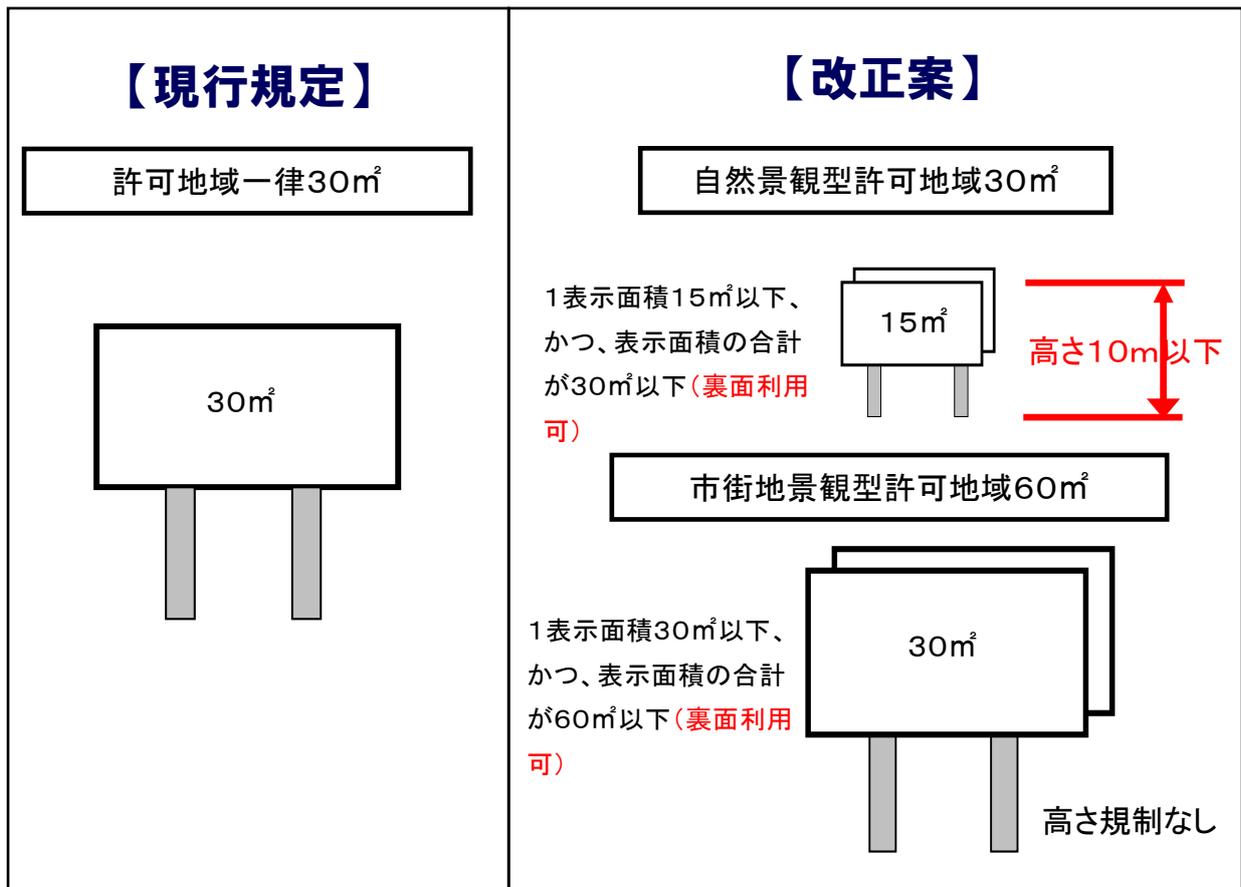
許可地域では、アーチ、広告板及び広告塔の面積の基準は、表示面積が30㎡以下としていますが、一部の許可地域(自然景観型許可地域)で良好な景観形成の支障となっている場合があることから、次のとおり見直します。

○アーチ並びに広告板(屋上広告物及び壁面利用広告物を除く。以下同じ。)及び広告塔(屋上広告物を除く。以下同じ。)

- ・自然景観型許可地域：1面の表示面積が15㎡以下で、かつ、表示面積の合計が30㎡以下
- ・市街地景観型許可地域：1面の表示面積が30㎡以下で、かつ、表示面積の合計が60㎡以下

#### ②「広告板」及び「広告塔」における高さ規制の追加

「広告板」及び「広告塔」については、高さに係る許可基準を設けていないことによって一部の許可地域(自然景観型許可地域)において良好な景観形成の支障となっている場合があることから、一部の許可地域(自然景観型許可地域)においては、高さ10m以下であることとします。



(※) 一部の許可地域（自然景観型許可地域）について

許可地域の中でも景観の形成や風致の維持の要請が高い地域です。

具体的には、次の地域が該当します。

- A 「都市計画区域外の許可道路・鉄道及び展望地域」
- B 「都市計画区域内の市街化調整区域」
- C 「都市計画区域内の用途地域のうち、第一種中高層住居専用地域及び第二種中高層住居専用地域」
- D 「都市計画区域内の白地地域」



## (5) 交差点での許可基準の上乗せ規制追加

許可道路の交差点において、良好な景観形成の支障となっている場合があるほか、運転者の注意力を低下させる等、交通安全上の支障となっている屋外広告物が設置されている場合があることから、許可地域における許可基準を次のとおり見直します。

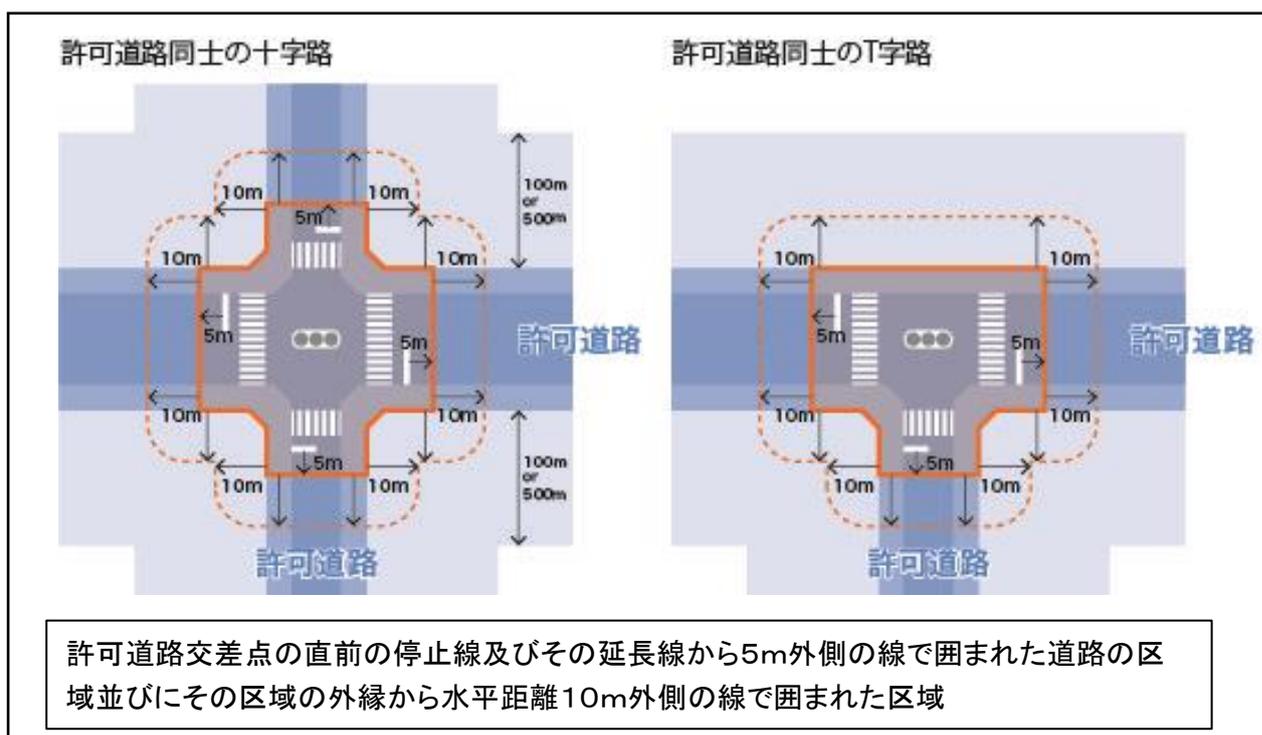
### ○アーチ

許可道路交差点の直前の停止線及びその延長線から5m外側の線で囲まれた道路の区域並びにその区域の外縁から水平距離10m外側の線で囲まれた区域にあっては、アーチは設置できないこととします。

### ○広告板、広告塔及び壁面利用広告物

許可道路交差点の直前の停止線及びその延長線から5m外側の線で囲まれた道路の区域並びにその区域の外縁から水平距離10m外側の線で囲まれた区域にあっては、次に掲げるものであることとします。

1. 発光装置又は照明装置により表示内容を常時変化させないものであること。
2. 広告物に附属している照明については、点滅しないものであること。
3. 蛍光塗料又は反射材料を用いていないものであること。

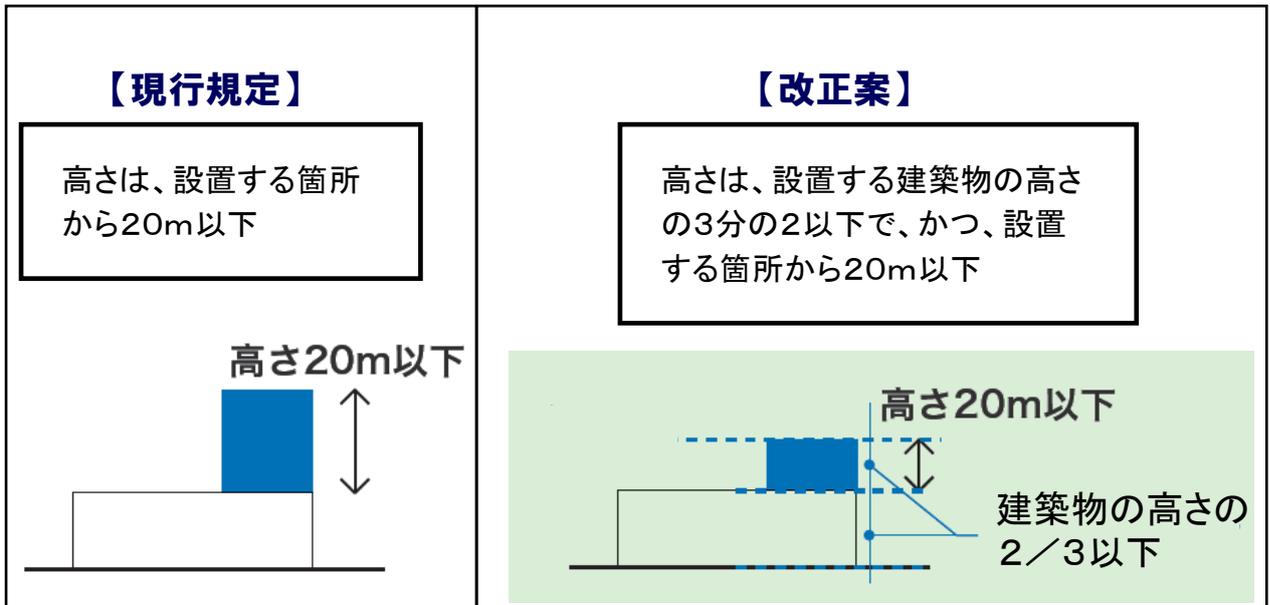


## (6) 屋上広告物の許可基準の見直し

許可地域では建築物の高さにかかわらず高さ20mまでの屋上広告物を設置できるため、設置される建築物の規模と釣り合いな大きさの屋上広告物が設置され、良好な景観形成の支障となっている場合があることから、許可地域における許可基準を次のとおり見直します。

○屋上広告物

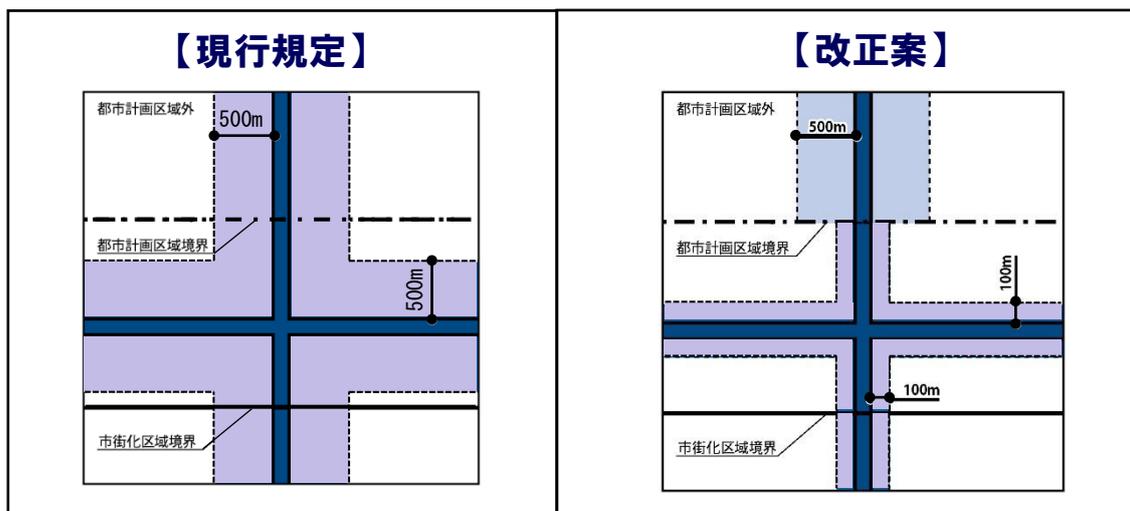
広告物の高さは、設置する建築物の高さの3分の2以下で、かつ、設置する箇所から20m以下であること。



(7) 許可道路又は鉄道からの展望地域の見直し

現在、県条例において許可道路・鉄道から展望することができる地域は、許可道路又は鉄道の路肩端又は路盤端から500m以内の区域となっています。

今回、都市計画区域内の許可道路・鉄道から展望することができる地域について、許可道路又は鉄道の路肩端又は路盤端から100m以内とする改正を行います。



## (8) 既存屋外広告物の経過措置

### ① 点検に係る経過措置

ア 施行日から平成29年12月31日までの間に許可の期間が満了する屋外広告物については、許可の期間の更新手続はこれまでどおりとします。また、点検は、同日までに行うこととします。

イ 表示等の許可を要しない屋外広告物については、施行日から平成30年9月30日までの間に点検を行うこととし、その後は、最初の点検後、1年（木製）又は3年（木製以外）を経過するごとに点検を行うこととします。

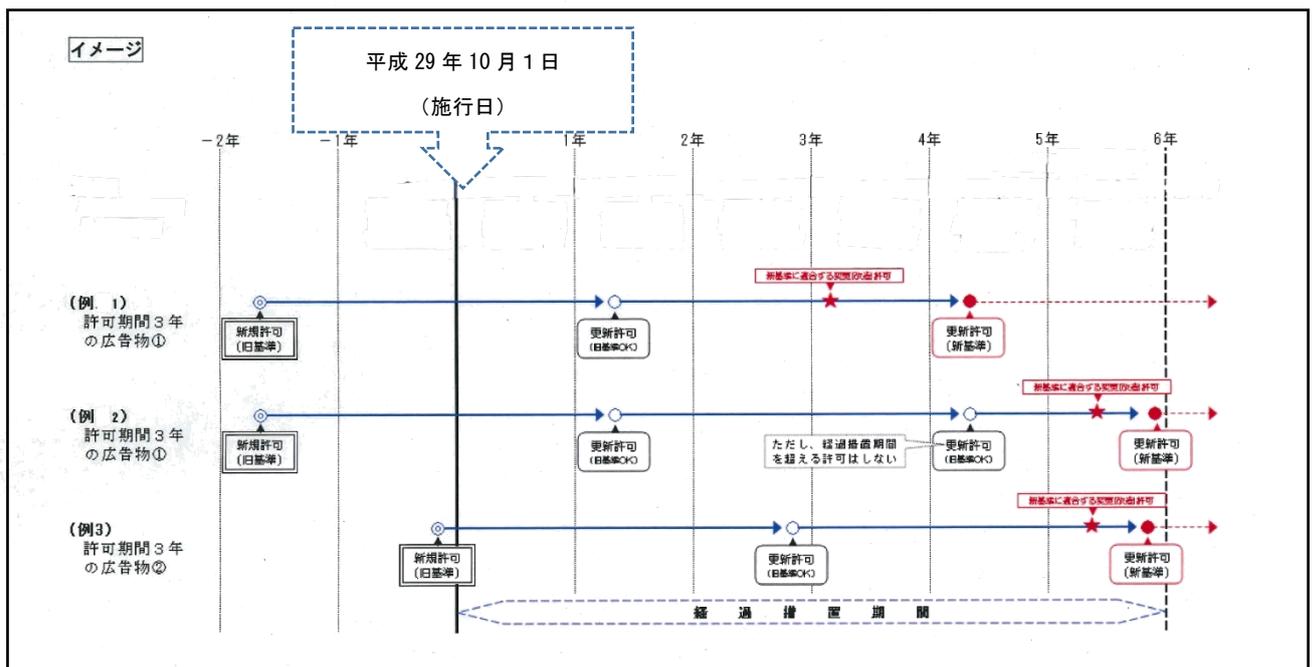
### ② 適用除外基準・許可基準の見直しに係る経過措置

県施行規則の改正前に現に適用除外とされ、又は許可を受け適法に表示又は設置されている屋外広告物は、施行後6年間は、改正前の適用除外基準又は改正前の許可基準により、引き続き表示等（更新）ができることとします。施行後6年間を経過した後は、次の対応を行わないと、表示等（更新）は認められなくなります。

・改正前に現に適用除外とされている屋外広告物については、改正後の適用除外基準に適合させた変更等を行うか、現行のままで新たに許可を受ける。

・改正前に現に許可を受けている屋外広告物については、改正後の許可基準に適合させた変更を行う。

### ※適用除外基準・許可基準の見直しに係る経過措置のイメージ



## 4 添付資料

- (1) 青森県屋外広告物条例の一部を改正する条例(平成29年3月青森県条例第18号)及び新旧対照表(点検関係)
- (2) 「屋外広告物等安全点検報告書」の様式

## 5 施行期日(予定)

平成29年10月1日

第3号様式（第6条、第11条関係）

屋外広告物等安全点検報告書

1 屋外広告物等の概要

(1) 種類

(2) 数量 (㎡、枚、個、張、基)

(3) 規模 (縦) m × (横) m × (面数) = (合計面積) ㎡

(4) 表示又は設置の場所

(5) 表示又は設置の年月日 年 月 日

(6) 前回許可（更新）の年月日及び番号 年 月 日 第 号

2 点検結果

区分	点検内容	補修を要する箇所の有無		補修の内容
		有	無	
1 基礎部・ 上部構造	(1) 上部構造全体の傾斜、ぐらつき	有	無	
	(2) 基礎のクラック、支柱と根巻きとの隙間、支柱のぐらつき	有	無	
	(3) 鉄骨のさび、塗装の老朽化	有	無	
2 支持部	(1) 鉄骨接継部（溶接部・プレート）の腐食、変形、隙間	有	無	
	(2) 鉄骨接継部（ボルト・ナット・ビス）の緩み、欠落	有	無	
3 取付部	(1) アンカーボルト・取付部プレートの腐食、変形	有	無	
	(2) 溶接部の劣化、コーキングの劣化等	有	無	
	(3) 取付対象部（柱・壁・スラブ）・取付部周辺の異常	有	無	
4 広告板	(1) 表示面版・切り文字等の腐食、破損、変形、ビス等の欠落	有	無	
	(2) 側板、表示面版押さえの腐食、破損、ねじれ、変形、欠損	有	無	
	(3) 広告板底部の腐食、水抜き孔の詰まり	有	無	
5 照明装置	(1) 照明装置の不点灯、不発光	有	無	
	(2) 照明装置の取付部の破損、変形、さび、漏水	有	無	
	(3) 周辺機器の劣化、破損	有	無	

6 その他	(1) 付属部材（装飾・振れ止め棒・鳥よけ・その他付属品）の腐食、破損	有	無	
	(2) 避雷針の腐食、損傷	有	無	
	(3) その他点検した事項 ( )	有	無	
特記事項				

上記のとおり青森県屋外広告物条例第17条の2の規定による点検を行いました。

年 月 日

点検者 住所

氏名

(電話番号)

- 資格  屋外広告物法第10条第2項第3号イに規定する登録試験機関が広告物の表示及び掲出物件の設置に関し必要な知識について行う試験に合格した者  
(合格番号第 号)
- 屋外広告物法第10条第2項第3号ロの規定により、都道府県等が広告物の表示及び掲出物件の設置に関し必要な知識を修得させることを目的として行う講習会の課程を修了した者  
(発行者 修了証第 号)
- 職業能力開発促進法に基づき、広告美術仕上げに関し、職業訓練指導員免許を受け、技能検定に合格し、又は職業訓練を修了した者  
 (発行者 免許証第 号)  
 (発行者 合格証第 号)  
 (発行者 修了証第 号)
- 建築士法第2条第1項に規定する建築士  
(種類 建築士 登録番号第 号)

上記の内容について確認し、了承しました。

年 月 日

広告物の表示者等 住所 (法人にあつては、主たる事務所の所在地)

氏名 (法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

(電話番号)

- 注1 「1 屋外広告物等の概要」の(6) 前回許可(更新)の年月日及び番号は、前回許可(更新)がある場合に記入すること。
- 2 「2 点検結果」の補修を要する箇所の有無の欄は、該当する事項を○で囲むこと。また、点検をした箇所のカラー写真(撮影年月日を記入したもの)を添付すること。
- 3 点検者の資格は、該当する□にレ印を記入し、併せて( )内を記入すること。
- 4 用紙の大きさは、日本工業規格A4縦長とする。